

障がい者計画等について

資料No.16

『第3期湯河原町障がい者計画』、

『第8期湯河原町障がい福祉計画・第4期湯河原町障がい児福祉計画』の策定

1 計画策定の趣旨

「障がい者計画」は、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、障害者基本法に基づき、障がい者施策全体の基本理念や方向性を定める計画として策定するものです。

「障がい福祉計画」は、障がいのある方の地域生活を支えるため、障害者総合支援法に基づき、必要な障がい福祉サービス等の提供体制を計画的に整備するための計画として策定するものです。

「障がい児福祉計画」は、障がいのある子どもとその家族を支援するため、児童福祉法に基づき、障がい児支援の提供体制を計画的に整備するための計画として策定するものです。

本町では、「第2期湯河原町障がい者計画」を平成29年度から令和8年度までの10年間の計画として、また、「第7期湯河原町障がい福祉計画・第3期湯河原町障がい児福祉計画」を令和6年度から令和8年度までの3年間の計画として策定し、各種施策の展開や障がい福祉サービス等の提供に努めてまいりました。

各計画は、いずれも令和8年度に計画期間が終了することから、次期計画の策定に当たっては、相互の整合性を図りながら総合的な障がい福祉施策を推進するとともに、さらなる障がい福祉の充実を目指し、「障がい者計画」及び「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」を一体的に策定するものです。

2 計画期間

【障がい者計画】 令和9年度～令和14年度〔6年間〕

【障がい福祉計画・障がい児福祉計画】 令和9年度～令和11年度〔3年間〕

【計画期間の違い】 障がい者計画は、障がい施策全体の基本的な方向性を定める中長期計画であることから6年間とし、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、国の基本指針に基づき3年間の計画期間とします。

3 計画策定スケジュール（予定）

令和8年5月 第1回障がい福祉のあり方検討会

6月 総務文教・福祉常任委員会

アンケート調査・ヒアリングの実施

10月 第2回障がい福祉のあり方検討会

11月 1市3町自立支援協議会

12月 総務文教・福祉常任委員会

パブリックコメントの実施

神奈川県への意見照会

令和9年2月 第3回障がい福祉のあり方検討会

3月 総務文教・福祉常任委員会

1市3町自立支援協議会

計画策定完了・公表